

下関市地籍調査業務委託に関する最低制限価格制度実施要領

(趣旨)

第1条 この要領は、下関市が発注する地籍調査業務委託の一般競争入札及び指名競争入札（以下「競争入札」という。）に関し、下関市契約規則（平成21年規則第29号。以下「規則」という。）第11条第1項の規定による最低制限価格の取扱いについて、必要な事項を定めるものとする。

(対象)

第2条 最低制限価格の対象は、都市計画課が所管する予算にて執行する地籍調査業務委託とする。

(周知)

第3条 最低制限価格を適用する旨を、規則第4条第1項の規定による公告及び第17条第2項の規定による通知において明らかにするものとする。

(最低制限価格の設定)

第4条 最低制限価格は、次号により算出された価格とする。

(1) 別表1の最低制限価格基準額の欄に定める額（当該額が別表2上限額の欄に定める額を超える場合は同欄に定める額とし、同表下限額の欄に定める額に満たない場合は同欄に定める額とする。）の合計額（当該合計額が1,000万円以上の場合は10万円未満を切り上げ、100万円以上1,000万円未満の場合は1万円未満を切り上げ、100万円未満の場合は千円未満を切り上げる。）とする。

(委任)

第5条 この要領に定めるもののほか、最低制限価格の実施に関し必要な事項は別に定める。

附 則

(施行期日)

この要領は、平成27年5月19日から施行し、同日以後に公告又は通知を行うものから適用する。

附 則

この要領は、平成 29 年 4 月 3 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 30 年 8 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、令和 2 年 8 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、令和 4 年 10 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、令和 6 年 10 月 1 日から施行し、改正後の下関市地籍調査業務委託に関する最低制限価格制度実施要領の規定は、同日以後に公告又は通知を行うものから適用する。

別表 1

最低制限価格基準額
・ 直接経費の額 ・ 諸経費の額に 1 0 分の 5 を乗じて得た額 の合計額 (小数点以下切り捨て)

※ 直接経費とは、委託料のうち諸経費を除く経費と成果検定費とする。

別表 2

上限額	下限額
設計金額（税抜き）に 1 0 分の 8 . 2 を乗じて得た額 (小数点以下切り捨て)	設計金額（税抜き）に 1 0 分の 6 を乗じて得た額 (小数点以下切り捨て)